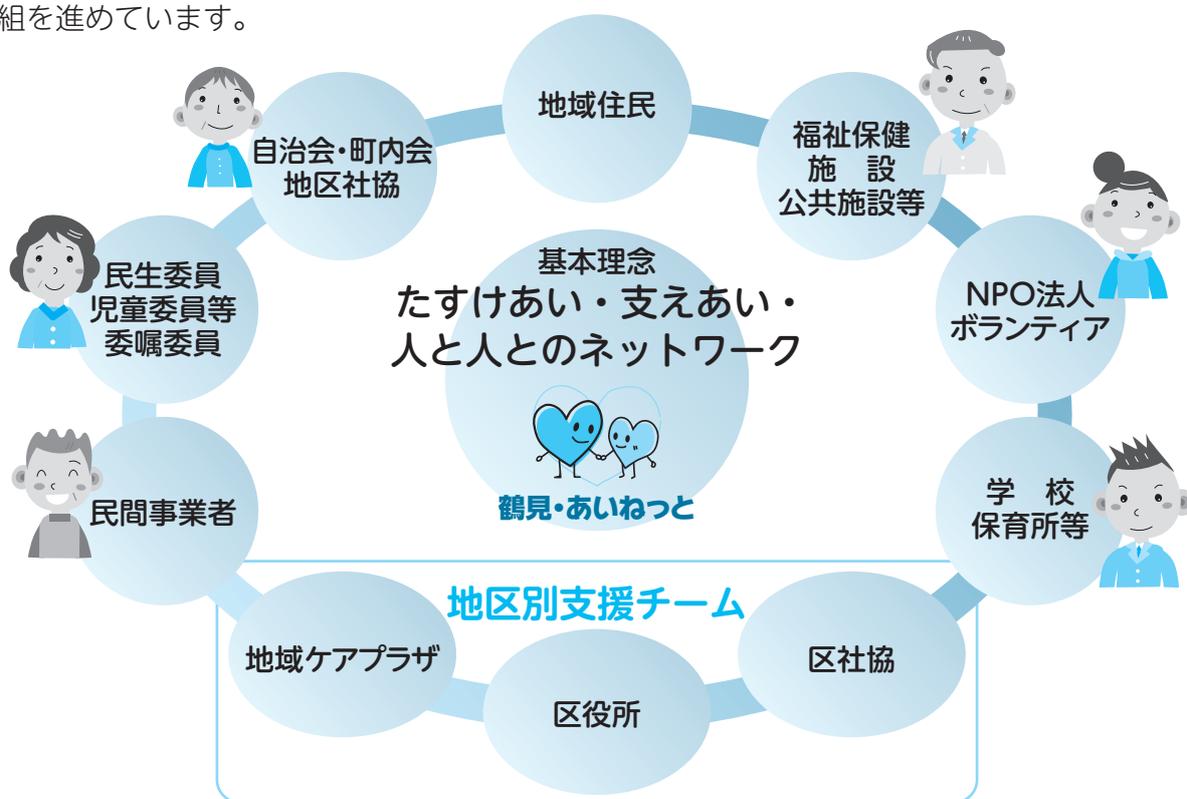


# 鶴見区地域福祉保健計画 (鶴見・あいねっと)とは

## 1 鶴見区地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とした計画です。

鶴見区では、子どもも大人も、障害のある人も誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりのための活動を「鶴見・あいねっと」と呼び、「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」を基本理念として、区民の皆様、関係団体・機関、事業所などとともに、平成17年度から取組を進めています。



### 地域のつながりにおけるコロナ下の影響 ～ 鶴見・あいねっと でできること～

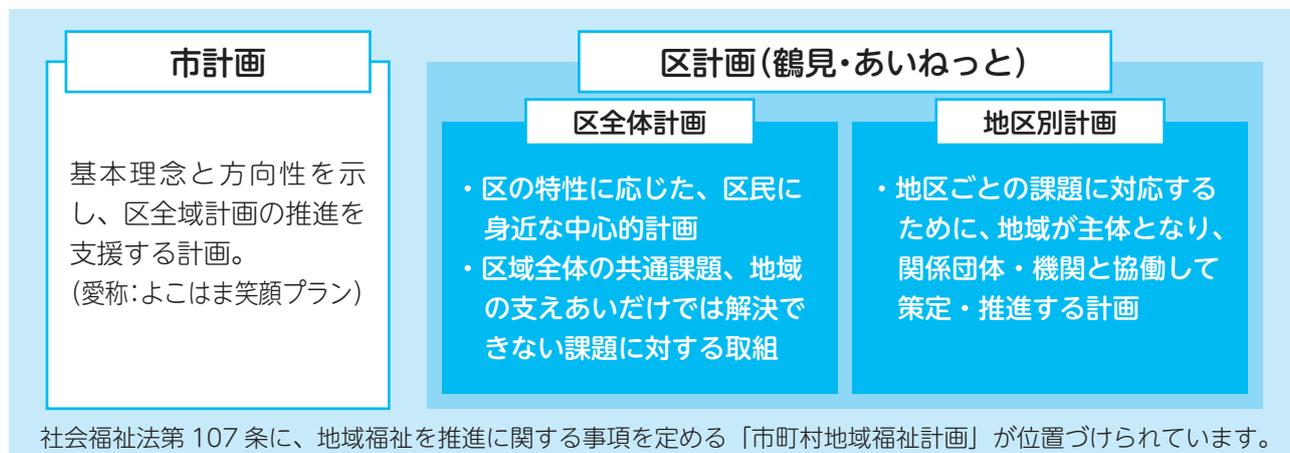
世界的大流行（パンデミック）を起こした新型コロナウイルス感染症は、コミュニケーションのあり方を変えました。対面で会話を楽しみ、一緒に歌い、食事することがリスクとされました。また、外出が減り、生活の不活性による虚弱進行（フレイル）も話題となりました。

しかし、どのような状況にあっても、人と人が関わりあうことの大切さは変わりません。鶴見区内では、“3密”を避けながらの見守り活動や、サロン等地域の居場所の運営団体連絡会による活動再開方法検討など、「感染対策と地域交流の両立」が始まっていきました。

鶴見・あいねっとを進めれば、家族やご近所の人々・友人などの身近なつながり、地域のつながりを深めるきっかけとなります。そして、一緒に活動する仲間が増えることや地域の支えあいのしくみづくりなどの新たな動きにも派生します。さらに、「担い手」「受け手」に分かれるのではなく、お互いに支えあいながら、自分らしく活躍できるまちがつけられていきます。

## 2 市計画との関係

横浜市地域福祉保健計画は、横浜市全体の基本理念と方向性を示す「市計画」、市内 18 区ごとの特性に応じた「区全体計画」、地区ごとの課題に対応した「地区別計画」で構成されています。



## 3 区計画の経過

### (1) 第 1 期計画の経過 平成 17 年度～平成 21 年度

18 区の中で先行して策定する区の一つとして、平成 17 年 3 月に、区計画及び地区別計画が策定されました。

**【基本理念】** 地域社会のつながりをつくります

必要な人には確実に支援が届く仕組みをつくります

互いに支えあう相互扶助の地域社会をつくります

### (2) 第 2 期計画の経過 平成 22 年度～平成 27 年度

第 1 期計画では、「地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が連動して、地域の福祉保健活動を総合的に下支えすることとしていましたが、第 2 期計画からは、区と区社協が策定プロセスを共有し一体的な計画として策定しました。

**【基本理念】** 健康で住みやすい福祉のまちに！

**【推進の柱】** 一つ目の柱 つながりのある地域づくり

二つ目の柱 必要な人に支援が届く仕組みづくり

三つ目の柱 互いに支えあう地域社会づくり

### (3) 第 3 期計画の経過 平成 28 年度～令和 2 年度

次ページ「第 3 期計画の振り返り」をご覧ください。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3～
地区別計画																		
区計画		「鶴見・あいねっと」第 1 期					「鶴見・あいねっと」第 2 期 *区計画・区社協計画を一体化して策定					「鶴見・あいねっと」第 3 期						
区社協活動計画	2次	第 3 次																
市計画		第 1 期					第 2 期					第 3 期						
市社協活動計画	2次	第 3 次					第 4 次					第 4 期(R元～5)						

## 4 第3期計画の振り返り

第3期計画（平成28年度～令和2年度）では、基本理念である「たすけあい・支えあい・人と人とのネットワーク」が広がっていくまちの実現を目指して、3つの「推進の柱」を掲げました。その柱に沿って、地域の皆さん、区役所・区社協・地域ケアプラザ等が連携し取組を進めました。

### 推進の柱1 つながりのある地域づくり

#### 【行動目標】

- ・世代間の交流を進めます
- ・地域の団体・関係機関の連携を深めます
- ・幅広い住民の参加を促し、地域活動の担い手を育てます
- ・地域活動や個人、団体をつなぐコーディネーターを育てます

#### キーワード

交流

人材

#### 【具体的な取組】

- ・あいさつやお祭り等の地域行事、地域サロン等を通じた地域交流の取組を進めました。
- ・地域ケア会議や事業所連絡会、地域子育て支援ネットワーク等を通じて、地域福祉の関係者の顔の見える関係づくりを進めました。
- ・学校等と連携した認知症サポーター養成講座、生活支援ボランティアの育成等、地域の担い手を増やすための取組を行いました。

### 推進の柱2 必要な人に支援が届くしくみづくり

#### 【行動目標】

- ・誰もがどこかにつながるような支えあいのネットワークをつくります
- ・見守りの輪を地域全体に広げます
- ・必要な情報をわかりやすく届けます
- ・地域の中で共に暮らすということを意識します

#### キーワード

支えあい

見守り

情報

互いの理解

#### 【具体的な取組】

- ・見守り・支えあいの輪が広がるよう、配食等の活動を通じた見守り、買い物支援、認知症カフェ等の取組を進めました。
- ・6か国語でのフェイスブックによる情報発信等、よりわかりやすい情報発信の工夫を行いました。
- ・学校等での福祉を学ぶ場づくりや多文化共生に向けた交流の場づくり等に取り組みました。

### 推進の柱3 健やかに暮らせる地域づくり

#### 【行動目標】

- ・地域での健康づくり活動に取り組みます
- ・意欲と能力を発揮でき、いきいきと暮らせる場や機会をつくります

#### キーワード

健康

場・機会

#### 【具体的な取組】

- ・自治会町内会圏域でのサロンや元気づくりステーション等、より身近な場所での健康づくりの取組を進めました。
- ・ポッチャ等どなたも参加できるスポーツによる交流、ボランティアを通じた社会参加の支援等、住民それぞれの力を活かせる場や機会づくりに取り組みました。

## 【次期計画に向けて】

## つながりのある地域づくり

- ・引き続き課題となっている担い手不足の解決に向けて、様々な主体が工夫して取り組んでいます。今後も身近な地域活動への参加の働きかけや、将来を見据えた取組など、地域や関係機関が一丸となって考えていく必要があります。
- ・つながりのある地域づくりの更なる充実を目指して、分野(高齢・子ども・障害など)や内容(サロン、イベント、体操など)を超えた交流など、参加者が活動の幅を広げられるきっかけづくりが必要です。
- ・関係者間での課題の共有・検討を踏まえ、より具体的な取組につながるよう連携を深める必要があります。また、地域活動の活性化には、これまで以上に学校や企業、NPO法人など多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かして参画することが重要です。

## 必要な人に 支援が届くしくみづくり

- ・地域での見守りの輪が広がってきています。今後は公的支援の狭間の課題も含め、誰もが必要ときに必要な支援につながるようなしくみづくりを更に進める必要があります。
- ・共生社会の実現につながる相互理解が徐々に進んできています。今後は交流できる機会の広がりや、地域で生活していくために必要な支援をより具体的に考えていくことが必要です。
- ・成年後見制度やエンディングノート(※)の作成啓発など、権利擁護に関する取組が広がってきています。必要ときに活用できるよう、周知・啓発を進めていくことが必要です。

## 健やかに暮らせる 地域づくり

- ・地域での健康づくりの取組が広がってきています。今後はより身近な場所、継続して通いやすい場所で、健康づくりを継続できる機会の充実が求められています。
- ・鶴見区では、健康関連の統計数値が他区と比較して芳しくない状況が続いています。より一層、住民が進んで健康づくりをしたくなり、続けたくなるしくみづくりを工夫していく必要があります。
- ・地域サロンや親子の居場所、障害児者の集まれる場所等、場づくりの充実がみられます。今後は自治会町内会圏域での身近な場づくり、機会づくりをさらに進めていく必要があります。

## 数字で見えてみよう！～地域のつながりづくり～

第3期の推進期間には、地域の様々な居場所づくりが広がってきました。

- ・放課後キッズクラブ : すべての小学校(22校)で整備が完了
- ・高齢者の居場所 : 160か所(H28)⇒192か所(H30)
- ・元気づくりステーション : 11か所(H28)⇒21か所(H31)
- ・認知症カフェ : 10か所(H27)⇒19か所(H30)
- ・障害者の日中活動場所 : 25か所(H28)⇒33か所(H31)



多世代交流サロンの様子

今後も、さらにつながりのある地域づくりに向けて、地域や関係機関で連携して取組を進めていきます。

## ※【エンディングノート】

認知症等で意思疎通ができなくなったときや亡くなったときのために、自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的効力はない。